

令和 5 年 3 月 7 日

東京都総務局総合防災部長  
( 公 印 省 略 )

つきましては、その内容について了知され、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

E-mail

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

消防本部が消火活動等で使用する PFOS 等含有泡消火薬剤に係る  
留意事項の徹底等について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）」に定める第一種特定化学物質である PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS 等含有泡消火薬剤」という。）については、平成 22 年通知(\*1)及び令和 3 年通知(\*2)において、非含有泡消火薬剤への切り替えを早期に進めることについて十分留意されるよう要請したところです。

しかしながら、消防庁が行った直近の調査結果等によると、別添 1 のとおり一部の消防本部においては PFOS 等含有泡消火薬剤を保有していることが明らかになりました。

また、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号）」の公布・施行に先立ち、環境省担当課室から当課宛に別添 2 のとおり協力依頼が発出されたところです。

つきましては、これらを踏まえ、下記に十分ご留意の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 非含有泡消火薬剤への早期切替え等

PFOS 等含有泡消火薬剤を保有している消防本部においては、非含有泡消火薬剤への切り替えを早期に進めるとともに、非含有泡消火薬剤を優先的に使用するよう努めること。

2 PFOS 等含有泡消火薬剤の使用に伴う情報提供

消防本部が保有する PFOS 等含有泡消火薬剤をやむを得ず消火活動等において使用した場合は、速やかに別添 2 のとおり情報提供するよう努めること。

3 PFOS 等含有泡消火薬剤の保有量調査

今後、定期的に保有量調査を実施する予定であること。

\*1 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）」（平成 22 年 9 月 3 日付 消防消第 215 号 消防予第 385 号 消防危第 191 号 消防特第 168 号）

- \*2 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表P F O S又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）」（令和3年10月22日付 消防消第412号 消防予第522号 消防危第234号 消防特第207号）

【担 当】

消防庁消防・救急課

警防係

TEL 03-5253-7522

E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

# P F O S 又はその塩を含有する泡消火薬剤の保有量等

別添 1

## I 背景

平成21年にPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）又はその塩が「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）」の規制対象物質に追加されたことを受け、平成22年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下、「化審法施行令」という。）」において、**第一種特定化学物質に追加され、製造・輸入の禁止、使用の制限の対象とされた。**  
以降、定期的に消防機関に対してPFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の保有量調査を実施し、非含有泡消火薬剤への早期更新を促してきたものの順調に更新が進捗しなかったため、メーカーの交換推奨期限である10年目となる令和4年度中に全ての更新ができるよう、**令和2年度から3年間に限り、特別交付税措置を講じ、更新を支援することとした。**

## II 保有量の推移

<PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の保有量推移>

| 調査時期     | 保有量        | 保有本部数 |
|----------|------------|-------|
| 平成24年6月  | 約154万ℓ     | 301   |
| 平成28年3月  | 約139万ℓ     | 244   |
| 令和 元年12月 | 約130万ℓ     | 219   |
| 令和 3年4月  | 約121万ℓ     | 180   |
| 令和 4年4月  | 約80万ℓ      | 93    |
| 令和 5年4月  | 約11万ℓ（見込み） | 6     |

<（参考）PFOS又はその塩を含有しない泡消火薬剤調達量推移>

| 調査時期    | 単年度調達量 |
|---------|--------|
| 令和 3年4月 | 約9万ℓ   |
| 令和 4年4月 | 約29万ℓ  |
| 令和 5年4月 | 約42万ℓ  |

特別交付税措置期間を含む3年3ヶ月の廃棄量の合計は  
**118.9万ℓ**であり、令和元年12月の保有量から**約91.5%減少**する見込み。

# PFOA又はその塩を含有する泡消火薬剤の保有量等

## I 背景

令和元年にPFOA（ペルフルオロオクタン酸）又はその塩及びPFOA関連物質が「POPs条約」の規制対象物質に追加されたことを受け、令和3年に化審法施行令において、PFOA又はその塩が第一種特定化学物質に追加され、製造・輸入の禁止、使用の制限の対象とされた。

以降、定期的に消防機関に対してPFOA又はその塩を含有する泡消火薬剤の保有量調査を実施することとし、非含有泡消火薬剤への早期更新を促しているところ。

※PFOA関連物質についても、令和5年度から規制対象範囲の検討が開始され、検討結果を踏まえ、化審法施行令において第一種特定化学物質に追加される見込み。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表P F O S又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）」  
（令和3年9月21日付 消防消第412号、消防予第522号、消防危第234号、消防特第207号）

5 PFOA又はその塩が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約附属書Aに追加された趣旨に鑑み、その環境放出抑制の観点から、省令において定める技術上の基準の適用を受ける消火薬剤等については、第一種特定化学物質が使用されていないものや通用通知により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用するものへの切り替えを早期に進めるよう努められたこと。

（注）化審法施行令において、第一種特定化学物質として追加されたPFOA又はその塩を含む消火薬剤等

## II 保有量

< PFOA又はその塩が使用されている泡消火薬剤 >

| No. | 型式番号    | 製品名                | 製造者名      | PFOA含有率 |
|-----|---------|--------------------|-----------|---------|
| 1   | 泡第1～2号  | 70071657-A-6%      | 日新理化産業(株) | 約0.003% |
| 2   | 泡第1～3号  | 70071657-A-3%      | 日新理化産業(株) | 約0.005% |
| 3   | 泡第10～4号 | 70071657-A-3% 超耐寒型 | 日新理化産業(株) | 約0.006% |
| 4   | 泡第14～4号 | 0792-A7-A-AF3      | (株)初田製作所  | 約0.005% |
| 5   | 泡第15～5号 | 0792-A7-A-AF3-20   | (株)初田製作所  | 約0.006% |
| 6   | 泡第14～3号 | 70071657-A-6%      | (株)モリタ    | 約0.006% |

（出典：令和4年1月26日付 日消装発第R03-50号  
一般社団法人 日本消火装置工業会通知）

| 調査時期   | PFOA又はその塩の保有量 | 保有本部数 |
|--------|---------------|-------|
| 令和4年1月 | 約4.4万ℓ        | 53本部  |

事 務 連 絡  
令和 4 年 12 月 23 日

消防庁消防・救急課 御中

環境省水・大気環境局水環境課  
環境省大臣官房環境保健部化学物質審査室

PFOS 等含有消火剤の使用に伴う PFOS 等排出時における関係地方公共団体への情報提供について（協力依頼）

平素より水環境の保全に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなりました。今回の改正は、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩、アニリン並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としています。

改正令の施行に伴い、これらの指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出ることが求められます（法第 14 条の 2 第 2 項）。

今回、指定物質として指定するもののうち、特に PFOA 及びその塩並びに PFOS 及びその塩（以下「PFOS 等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出をできる限り抑えるとともに、関係自治体等においてその排出の実態をできる限り把握し、必要に応じ適切なリスク管理を行っていくことが重要です。

PFOS 等は、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の第一種特定化学物質に指定されその製造及び輸入等が禁止されており、現在は主に過去に製造された PFOS 等を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS 等含有消火剤」という。）の形で貯蔵施設等に残存している状況です。今後 PFOS 等が公共用水域等に排出される主な可能性としては、①PFOS 等含有消火剤の貯蔵施設等の破損や移替え等の際の操作誤り等の事故に伴い流出する場合、②PFOS 等含有消火剤の使用（消火活動）に伴って排出される場合の二つが想定され、前者は、法第 14 条の 2 第 2 項に定める事故

時の措置の対象となります。一方、後者については水質汚濁防止法における事故の概念に馴染まないため、当該措置の対象外と考えられますが、関係する地方公共団体において PFOS 等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、後者の場合にも PFOS 等の流出の状況等の情報を関係地方公共団体に共有いただくことが重要です。

つきましては、事故時のみならず、消火活動により PFOS 等含有消火剤の使用に伴って公共用水域等への泡消火薬剤の排出が確認される場合についても、関係地方公共団体に対し、下記の情報を提供いただきますよう、御協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 提供いただきたい情報

以下について、可能な範囲で情報提供をお願いいたします。情報提供の方法は、電話による通報の後に電子メール等で報告をお願いいたします。

- (1) PFOS 等含有消火剤が使用された日時
- (2) PFOS 等含有消火剤が使用された場所
- (3) 使用された PFOS 等含有消火剤の製品名及び PFOS 等のおよその含有率又は含有量(消火薬剤によっては PFOS 等の含有量が明らかでないものもあります)
- (4) PFOS 等含有消火剤のおよその使用量及び環境中への排出量
- (5) 排出先の河川等の周囲の状況（例：PFOS 等含有消火剤の拡散の状況、河川の水の色、生息する魚類の生死状況等）
- (6) 関係者連絡先

なお、上記の内容は、事業者による消火活動の内容を対象としています。公設消防等による消火活動の内容については、事業者からの情報提供は必要ありません。

### 2. 情報提供先

PFOS 等含有消火剤が使用された都道府県又は水質汚濁防止法政令市の担当宛て（連絡先は別紙参照）

### 3. 今後の予定

令和 5 年 2 月 1 日：改正令の施行

#### 【問合せ先】

環境省水・大気環境局水環境課

担当：■

電話：03-5521-8313（内線 6629）

E-mail：mizu-kanri@env.go.jp

## 都道府県の担当部署一覧

別紙

| 自治体名 | 担当部署                             | 〒        | 住所                           | 代表電話番号<br>(内線)           | 直通電話番号       |
|------|----------------------------------|----------|------------------------------|--------------------------|--------------|
| 北海道  | 環境生活部 環境保全局<br>循環型社会推進課 水環境係     | 060-8588 | 札幌市中央区北3条西6丁目                | 011-231-4111<br>(24-271) | 011-204-5193 |
| 青森県  | 環境生活部 環境保全課 水・大気環境<br>グループ       | 030-8570 | 青森市長島一丁目1-1                  | 017-722-1111<br>(6468)   | 017-734-9242 |
| 岩手県  | 環境生活部 環境保全課                      | 020-8570 | 盛岡市内丸10番1号                   | 019-651-3111<br>(5359)   | 019-629-5359 |
| 宮城県  | 環境生活部 環境対策課                      | 980-8570 | 仙台市青葉区本町3丁目8番1号              | 022-211-2111             | 022-211-2666 |
| 秋田県  | 生活環境部 環境管理課                      | 010-8570 | 秋田県秋田市山王4-1-1                | 018-860-1111             | 018-860-1603 |
| 山形県  | 環境エネルギー部 水大気環境課                  | 990-8570 | 山形県山形市松波二丁目8-1               | 023-630-2211<br>(2338)   | 023-630-2338 |
| 福島県  | 生活環境部 水・大気環境課                    | 960-8670 | 福島県福島市杉妻町2番16号               |                          | 024-521-7258 |
| 茨城県  | 県民生活環境部 環境対策課                    | 310-8555 | 茨城県水戸市笠原町978番6               | 029-301-1111(2965)       | 029-301-2966 |
| 栃木県  | 環境森林部 環境保全課<br>水環境担当             | 320-8501 | 栃木県宇都宮市塙田1-1-20              | 028-623-2323             | 028-623-3189 |
| 群馬県  | 環境森林部 環境保全課<br>水質保全係             | 371-8570 | 前橋市大手町一丁目1番1号                | 027-223-1111(2835)       | 027-897-2841 |
| 埼玉県  | 環境部 水環境課<br>水環境担当                | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1          | 048-824-2111<br>(3081)   | 048-830-3081 |
| 千葉県  | 環境生活部 水質保全課                      | 260-8667 | 千葉県千葉市中央区市場町1-1              |                          | 043-223-3871 |
| 東京都  | 環境局 自然環境部 水環境課 河川規<br>制担当        | 163-8001 | 新宿区西新宿2-8-1                  | 03-5321-1111<br>(42-655) | 03-5388-3494 |
| 神奈川県 | 環境農政局 環境部<br>大気水質課 水環境グループ       | 231-8588 | 横浜市中区日本大通1                   | 045-210-1111<br>(4126)   | 045-210-4123 |
| 新潟県  | 環境局 環境対策課                        | 950-8570 | 新潟県新潟市中央区新光町4番地1             | 025-285-5511             | 025-280-5157 |
| 富山県  | 生活環境文化部 環境保全課                    | 930-0005 | 富山県富山市新桜町5番3号                | 076-431-4111<br>(2715)   | 076-444-3146 |
| 石川県  | 生活環境部 環境政策課                      | 920-8580 | 石川県金沢市鞍月1丁目1番地               | 076-225-1111             | 076-225-1491 |
| 福井県  | 安全環境部 環境政策課                      | 910-8580 | 福井県福井市大手3丁目17番1号             | 0776-21-1111<br>(2445)   | 0776-20-0303 |
| 山梨県  | 環境・エネルギー部 大気水質保全課 大<br>気水質担当     | 400-8501 | 甲府市丸の内1-6-1                  | 055-223-1508(6407)       | 055-223-1511 |
| 長野県  | 環境部 水大気環境課                       | 380-8570 | 長野市大字南長野字幅下692-2             | 026-232-0111             | 026-235-7162 |
| 岐阜県  | 環境生活部 環境管理課                      | 500-8570 | 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1               | 058-272-1111             | 058-272-8230 |
| 静岡県  | くらし・環境部 環境局<br>生活環境課             | 420-8601 | 静岡県静岡市葵区追手町9-6               |                          | 054-221-2253 |
| 愛知県  | 環境局環境政策部水大気環境課水・土壌<br>規制グループ     | 460-8501 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号             | 052-961-2111<br>(3050)   | 052-954-6222 |
| 三重県  | 環境生活部 大気・水環境課                    | 514-8570 | 三重県津市広明町13                   | 059-224-2382             | 059-224-2382 |
| 滋賀県  | 琵琶湖環境部 環境政策課                     | 520-8577 | 大津市京町四丁目1番1号                 | 077-528-3357             | 077-528-3357 |
| 京都府  | 府民環境部 環境管理課 水質係                  | 602-8570 | 京都市上京区下立売通新町西入数ノ<br>内町       | 075-451-8111<br>(4713)   | 075-414-4713 |
| 大阪府  | 環境農林水産部 環境管理室<br>事業所指導課 水質指導グループ | 559-8555 | 大阪市住之江区南港北1-14-16<br>咲洲庁舎21階 | 06-6941-0351(6716)       | 06-6210-9585 |
| 兵庫県  | 環境部 水大気課                         | 650-8567 | 神戸市中央区下山手通5-10-1             | 078-341-7711<br>(3390)   | 078-362-9094 |
| 奈良県  | 水循環・森林・景観環境部<br>水資源政策課 水環境係      | 630-8501 | 奈良市登大路町30                    | 0742-22-1101<br>(3397)   | 0742-27-8737 |
| 和歌山県 | 環境生活部 環境政策局<br>環境管理課             | 640-8585 | 和歌山県和歌山市小松原通1-1              | 073-432-4111<br>(2697)   | 073-441-2683 |

| 自治体名 | 担当部署                       | 〒        | 住所                   | 代表電話番号<br>(内線)         | 直通電話番号       |
|------|----------------------------|----------|----------------------|------------------------|--------------|
| 鳥取県  | 生活環境部 くらしの安心局 水環境保全課 水環境担当 | 680-8570 | 鳥取県鳥取市東町1丁目220       | 0857-26-7111           | 0857-26-7197 |
| 島根県  | 環境生活部 環境政策課<br>大気・水環境グループ  | 690-8501 | 松江市殿町1番地             | 0852-22-5111<br>(6444) | 0852-22-6444 |
| 岡山県  | 環境文化部 環境管理課<br>水環境湖沼保全班    | 700-8570 | 岡山市北区内山下2-4-6        | 086-224-2111           | 086-226-7301 |
| 広島県  | 環境県民局 環境保全課<br>水環境グループ     | 730-8511 | 広島県広島市中区基町10-52      | 082-228-2111(2918)     | 082-513-2918 |
| 山口県  | 環境生活部 環境政策課                | 753-8501 | 山口市滝町1-1             | 083-933-3038           | 083-933-3038 |
| 徳島県  | 危機管理環境部 環境管理課              | 770-8570 | 徳島市万代町1丁目1番地         | 088-621-2500(2332)     | 088-621-2332 |
| 香川県  | 環境森林部 環境管理課<br>土壌・水環境グループ  | 760-8570 | 香川県高松市番町四丁目1番10号     | 087-831-1111<br>(2956) | 087-832-3218 |
| 愛媛県  | 県民環境部 環境局<br>環境政策課         | 790-8570 | 愛媛県松山市一番町4-4-2       | 089-941-2111<br>(3515) | 089-912-2350 |
| 高知県  | 林業振興・環境部<br>環境対策課          | 780-8570 | 高知市丸ノ内1-7-52         | 088-823-1111<br>(4524) | 088-821-4524 |
| 福岡県  | 環境部 環境保全課<br>水質係           | 812-8577 | 福岡県福岡市博多区東公園7-7      | 092-651-1111(3439)     | 092-643-3359 |
| 佐賀県  | 県民環境部 環境課<br>大気・水質担当       | 840-8570 | 佐賀県佐賀市城内1-1-59       | 0952-24-2111           | 0952-25-7774 |
| 長崎県  | 県民生活環境部 地域環境課<br>環境監視班     | 850-8570 | 長崎市尾上町3番1号           | 095-824-1111           | 095-895-2356 |
| 熊本県  | 環境生活部 環境局<br>環境保全課         | 862-8570 | 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 | 096-383-1111           | 096-333-2271 |
| 大分県  | 生活環境部 環境保全課                | 870-8501 | 大分県大分市大手町3丁目1-1      | 097-536-1111<br>(3117) | 097-506-3117 |
| 宮崎県  | 環境森林部 環境管理課<br>水保全対策担当     | 880-8501 | 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号    | 0985-26-7111<br>(2382) | 0985-26-7085 |
| 鹿児島県 | 環境林務部 環境保全課<br>水質係         | 890-8577 | 鹿児島市鴨池新町10番1号        | 099-286-2111           | 099-286-2629 |
| 沖縄県  | 環境部 環境保全課<br>基地環境対策班       | 900-8570 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号      | 098-866-2333(2470)     | 098-866-2236 |

水質汚濁防止法政令市の担当部署一覧

| 都道府県 | 自治体名  | 担当部署                         | 〒        | 住所                             | 代表電話番号<br>(内線)         | 直通電話番号       |
|------|-------|------------------------------|----------|--------------------------------|------------------------|--------------|
| 北海道  | 札幌市   | 環境局 環境都市推進部<br>環境対策課 水質係     | 060-8611 | 札幌市中央区北1条西2丁目                  | 011-211-2882           | 011-211-2882 |
| 北海道  | 函館市   | 環境部 環境対策課                    | 040-0022 | 北海道函館市日乃出町26番2号                |                        | 0138-51-3348 |
| 北海道  | 旭川市   | 環境部 環境指導課<br>水・大気環境係         | 070-8525 | 北海道旭川市6条通9丁目46番地               | 0166-26-1111(5242)     | 0166-25-6369 |
| 青森県  | 青森市   | 環境部 環境政策課                    | 030-0801 | 青森県青森市新町1丁目3番7号                | 017-734-1111(3118)     | 017-718-0293 |
| 青森県  | 八戸市   | 環境部 環境保全課                    | 031-0801 | 青森県八戸市江陽三丁目1-111               | 0178-43-2111(5712-205) | 0178-43-9107 |
| 岩手県  | 盛岡市   | 環境部 環境企画課 環境保全係              | 020-8531 | 岩手県盛岡市若園町2-18                  | 019-651-4111(8419)     | 019-613-8419 |
| 宮城県  | 仙台市   | 環境局 環境部 環境対策課 水質係            | 980-8671 | 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1             | 022-261-1111(736-3351) | 022-214-8223 |
| 秋田県  | 秋田市   | 環境部 環境保全課                    | 010-8560 | 秋田県秋田市山王一丁目1-1                 | 018-888-5711           | 018-888-5711 |
| 山形県  | 山形市   | 環境部 環境課                      | 990-8540 | 山形県山形市旅籠町2-3-25                | 023-641-1212(685)      |              |
| 福島県  | 福島市   | 環境部 環境課 環境保全係                | 960-8133 | 福島県福島市桜木町8番13号                 | 024-535-1111(3720)     | 024-573-2557 |
| 福島県  | 郡山市   | 環境部 環境保全センター 指導監視係           | 963-8024 | 福島県郡山市朝日3-5-7                  | 024-923-3400           | 024-923-3400 |
| 福島県  | いわき市  | 生活環境部 環境監視センター               | 971-8111 | 福島県いわき市小名浜大原字六反田22             | 0246-54-1585           | 0246-54-1585 |
| 茨城県  | 水戸市   | 生活環境部 環境保全課                  | 310-8610 | 茨城県水戸市中央1-4-1                  | 029-224-1111(2322)     | 029-232-9154 |
| 茨城県  | つくば市  | 生活環境部 環境保全課                  | 305-8555 | 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1             | 029-883-1111(4330)     | 029-883-1243 |
| 栃木県  | 宇都宮市  | 環境部 環境保全課 調査指導グループ           | 320-8540 | 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号                | 028-632-2222(2407)     | 028-632-2407 |
| 群馬県  | 前橋市   | 環境部 環境森林課 環境保全係              | 371-8601 | 前橋市大手町2丁目12番1号                 | 027-224-1111(3294)     | 027-898-6294 |
| 群馬県  | 高崎市   | 環境部 環境政策課                    | 370-8501 | 群馬県高崎市高松町35-1                  | 027-321-1111(3316)     | 027-321-1251 |
| 群馬県  | 伊勢崎市  | 環境部 環境政策課                    | 372-0824 | 群馬県伊勢崎市柴町954番地(清掃リサイクルセンター21内) | 0270-27-2733(2235)     | 0270-27-2733 |
| 群馬県  | 太田市   | 産業環境部 環境対策課 公害対策係            | 373-8718 | 群馬県太田市浜町2番35号                  | 0276-47-1111(2652)     | 0276-47-1893 |
| 埼玉県  | さいたま市 | 環境局 環境共生部 環境対策課              | 330-9588 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4             | 048-829-1111           | 048-829-1331 |
| 埼玉県  | 川越市   | 環境部 環境対策課 水質・浄化槽担当           | 350-8601 | 埼玉県川越市元町1-3-1                  | 049-224-8811(2626)     | 049-224-5894 |
| 埼玉県  | 熊谷市   | 環境部 環境政策課 公害対策係              | 360-0192 | 埼玉県熊谷市江南中央一丁目1番地               | 048-536-1521(208)      | 048-536-1548 |
| 埼玉県  | 川口市   | 環境部 環境保全課 水質係                | 332-0001 | 埼玉県川口市朝日4-21-33                |                        | 048-228-5389 |
| 埼玉県  | 所沢市   | 環境クリーン部 環境対策課                | 359-8501 | 埼玉県所沢市並木1-1-1                  | 04-2998-1111(9230)     | 04-2998-9230 |
| 埼玉県  | 春日部市  | 環境経済部 環境政策課                  | 344-8577 | 埼玉県春日部市中央6丁目2番地                | 048-736-1111(7717)     | 048-736-1136 |
| 埼玉県  | 草加市   | 市民生活部 環境課 公害対策係              | 340-8550 | 埼玉県草加市高砂1-1-1                  | 048-922-0151(3593)     | 048-922-1520 |
| 埼玉県  | 越谷市   | 環境経済部 環境政策課                  | 343-8501 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号               | 048-964-2111(4415)     | 048-963-9186 |
| 千葉県  | 千葉市   | 環境局 環境保全部<br>環境規制課 水質班       | 260-8722 | 千葉市中央区千葉港1-1                   | 043-245-5111(2742)     | 043-245-5194 |
| 千葉県  | 市川市   | 環境部 生活環境保全課<br>水質・土壌・廃棄物グループ | 272-8501 | 千葉県市川市南八幡2-20-2                | 047-334-1111(16124)    | 047-712-6310 |
| 千葉県  | 船橋市   | 環境部 環境保全課 水質・地質係             | 273-8501 | 千葉県船橋市湊町2-10-25                | 047-436-2111(2456)     | 047-436-2456 |
| 千葉県  | 松戸市   | 環境部 環境保全課                    | 271-8588 | 千葉県松戸市根本387番地の5                | 047-366-1111(2851)     | 047-366-7337 |
| 千葉県  | 柏市    | 環境部 環境政策課                    | 277-8505 | 千葉県柏市柏5丁目10番1号                 | 04-7167-1111(431)      | 04-7167-1695 |
| 千葉県  | 市原市   | 環境部 環境管理課 水質保全係              | 290-8501 | 千葉県市原市国分寺台中央1-1-1              | 0436-22-1111(2006)     | 0436-23-9867 |
| 東京都  | 八王子市  | 環境部 環境保全課環境改善担当              | 192-8501 | 東京都八王子市元本郷町3-24-1              | 042-626-3111           | 042-620-7255 |
| 東京都  | 町田市   | 環境資源部 環境共生課公害指導係             | 194-8520 | 東京都町田市森野2-2-22                 | 042-722-3111(3736)     | 042-724-2711 |
| 神奈川県 | 横浜市   | 環境創造局 環境保全部<br>水・土壌環境課 水質担当  | 231-0005 | 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10          | 045-671-2489           | 045-671-2489 |

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署                        | 〒        | 住所                                       | 代表電話番号<br>(内線)          | 直通電話番号       |
|------|------|-----------------------------|----------|------------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 神奈川県 | 川崎市  | 環境局 環境対策部 環境対策推進課           | 210-8577 | 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地                         | 044-200-2111            | 044-200-2521 |
| 神奈川県 | 相模原市 | 環境経済局 環境保全課 水質・土壌班          | 252-5277 | 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号                   | 042-754-1111(2744)      | 042-769-8241 |
| 神奈川県 | 横須賀市 | 環境部 環境保全課 水環境係              | 238-8550 | 神奈川県横須賀市小川町11番地                          | 046-822-4000(2385)      | 046-822-8329 |
| 神奈川県 | 平塚市  | 環境部 環境保全課 環境指導担当            | 254-8686 | 神奈川県平塚市浅間町9-1                            | 0463-23-1111(2137)      | 0463-21-9764 |
| 神奈川県 | 藤沢市  | 環境部 環境保全課                   | 251-8601 | 藤沢市朝日町1番地の1                              | 0466-25-1111(3131)      | 0466-50-3519 |
| 神奈川県 | 小田原市 | 環境部 環境保護課 公害対策係             | 250-8555 | 神奈川県小田原市荻窪300                            | 0465-33-1300(482)       | 0465-33-1482 |
| 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 環境部 環境保全課                   | 253-8686 | 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1                         | 0467-82-1111(1233)      |              |
| 神奈川県 | 厚木市  | 環境農政部 生活環境課<br>環境保全係        | 243-8511 | 神奈川県厚木市中町3-17-17                         | 046-223-1511(2752)      | 046-225-2752 |
| 神奈川県 | 大和市  | 環境施設農政部 生活環境保全課 生活<br>環境保全係 | 242-8601 | 神奈川県大和市下鶴間1-1-1                          | 046-263-1111(5106)      | 046-260-5106 |
| 新潟県  | 新潟市  | 環境部 環境対策課 水環境グループ           | 951-8550 | 新潟県新潟市中央区学校町通1番町<br>602番地1               | 025-228-1000(31371)     | 025-226-1371 |
| 新潟県  | 長岡市  | 環境部 環境政策課                   | 940-0015 | 新潟県長岡市寿3丁目6番1号                           | 0258-35-1122(83-232)    | 0258-24-0528 |
| 新潟県  | 上越市  | 自治・市民環境部<br>環境保全課 環境対策係     | 943-8601 | 新潟県上越市木田1-1-3                            | 025-526-5111(2348)      | -            |
| 富山県  | 富山市  | 環境部 環境保全課 環境保全係             | 930-8510 | 富山県富山市新桜町7番38号                           | 076-431-6111(2637)      | 076-443-2086 |
| 石川県  | 金沢市  | 環境局 環境政策課<br>環境保全係          | 920-8577 | 石川県金沢市柿木畠1番1号                            | 076-220-2304            | 076-220-2508 |
| 福井県  | 福井市  | 市民生活部 環境廃棄物対策課              | 910-8511 | 福井市大手3-10-1                              | 0776-20-5111            | 0776-20-5398 |
| 山梨県  | 甲府市  | 環境部 環境対策室 環境保全課<br>公害対策係    | 400-0831 | 甲府市上町601-4                               | 055-241-4311            | 055-241-4312 |
| 長野県  | 長野市  | 環境部 環境保全温暖化対策課 環境保<br>全担当   | 380-8512 | 長野市大字鶴賀緑町1613番地                          | 026-224-8034(3019)      | 026-224-8836 |
| 長野県  | 松本市  | 環境エネルギー部 環境保全課<br>環境保全担当    | 390-8620 | 長野県松本市丸の内3番7号                            | 0263-34-3000(1422)      | 0263-34-3267 |
| 岐阜県  | 岐阜市  | 環境部 環境保全課<br>水・土壌係          | 500-8701 | 岐阜県岐阜市司町40番地1                            | 058-265-4141(3408)      | 058-214-2153 |
| 静岡県  | 静岡市  | 環境局<br>環境保全課                | 420-8602 | 静岡市葵区追手町5番1号                             | 054-254-2111(81-4723)   | 054-221-1359 |
| 静岡県  | 浜松市  | 環境部 環境保全課                   | 432-8023 | 浜松市中区鴨江三丁目1-10<br>浜松市役所鴨江分庁舎4階           | 053-457-2111(3137)      | 053-453-6144 |
| 静岡県  | 沼津市  | 生活環境部 環境政策課                 | 410-8601 | 静岡県沼津市御幸町16番1号                           | 055-931-2500(2713)      | 055-934-4740 |
| 静岡県  | 富士市  | 環境部 環境保全課 水質担当              | 417-8601 | 静岡県富士市永田町1丁目100番地                        | 0545-51-0123(2074)      | 0545-55-2776 |
| 愛知県  | 名古屋市 | 環境局 地域環境対策課<br>水質地盤係        | 460-8508 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番<br>1号                  | 052-961-1111(2675)      | 052-972-2675 |
| 愛知県  | 豊橋市  | 環境部 環境保全課<br>水環境グループ        | 440-8501 | 愛知県豊橋市今橋町1番地                             | 0532-51-2111(2390)      | 0532-51-2390 |
| 愛知県  | 岡崎市  | 環境部 環境保全課<br>環境保全係          | 444-8601 | 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地                          | 0564-23-6000            | 0564-23-6861 |
| 愛知県  | 一宮市  | 環境部 環境保全課                   | 491-0201 | 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一<br>宮市衛生処理場             | 0586-28-8100(7265)      | 0586-45-7185 |
| 愛知県  | 春日井市 | 環境部 環境保全課<br>環境監視担当         | 486-8686 | 愛知県春日井市鳥居松町5-44                          | 0568-81-5111(6217)      | 0568-85-6217 |
| 愛知県  | 豊田市  | 環境部 環境保全課                   | 471-8501 | 豊田市西町3丁目60                               | 0565-31-1212(3-3033)    | 0565-34-6628 |
| 三重県  | 四日市市 | 環境部 環境政策課 大気水質係             | 510-8601 | 四日市市諏訪町1-5                               | 059-354-8104            | 059-354-8189 |
| 滋賀県  | 大津市  | 環境部 環境政策課<br>公害規制グループ       | 520-8575 | 滋賀県大津市御陵町3-1                             | 077-523-1234(3012)      | 077-528-2735 |
| 京都府  | 京都市  | 環境政策局 環境企画部<br>環境指導課        | 604-8571 | 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺<br>前町488番地 京都市役所 本庁舎1階 | 075-222-3111(3955)      | 075-222-3955 |
| 大阪府  | 大阪市  | 建設局 下水道部<br>施設管理課 水質管理担当    | 559-0034 | 大阪市住之江区南港北2-1-10<br>ATCビルITM棟6階          | 06-6615-7525            | 06-6615-7525 |
| 大阪府  | 堺市   | 環境局 環境保全部<br>環境対策課 水質環境係    | 590-0078 | 堺市堺区南瓦町3-1                               | 072-233-1101(3829)      | 072-228-7474 |
| 大阪府  | 岸和田市 | 市民環境部 環境保全課                 | 596-0825 | 岸和田市土生町2-4-30                            | 072-423-2121(2504、2506) | 072-423-9462 |
| 大阪府  | 豊中市  | 環境部 環境政策課<br>環境保全係          | 561-8501 | 豊中市中桜塚3-1-1                              | 06-6858-2525(2105)      | 06-6858-2105 |
| 大阪府  | 吹田市  | 環境部 環境保全指導課                 | 564-8550 | 吹田市泉町1-3-40                              | 06-6384-1231(2636)      | 06-6384-1850 |

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署                         | 〒        | 住所                                     | 代表電話番号<br>(内線)              | 直通電話番号        |
|------|------|------------------------------|----------|----------------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 大阪府  | 高槻市  | 市民生活環境部 環境政策課<br>水質・土壌チーム    | 569-0067 | 大阪府高槻市桃園町2-1                           | 072-674-7111(7486)          | 072-674-7486  |
| 大阪府  | 枚方市  | 環境部 環境指導課                    | 573-1162 | 大阪府枚方市田口5-1-1                          | 072-841-1221<br>(1010-6014) | 050-7102-6014 |
| 大阪府  | 茨木市  | 産業環境部 環境政策課<br>指導係           | 567-8505 | 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号                       | 072-622-8121(2714)          | 072-620-1644  |
| 大阪府  | 八尾市  | 環境部 環境保全課                    | 581-0017 | 大阪府八尾市曙町2-11 八尾市立リサイ<br>クルセンター 学習プラザ2F | 072-991-3881(2981)          | 072-994-3760  |
| 大阪府  | 寝屋川市 | 環境部 環境保全課                    | 572-0855 | 大阪府寝屋川市寝屋南1丁目2番1号                      | 072-824-1181(77000)         | 072-824-1021  |
| 大阪府  | 東大阪市 | 環境部 公害対策課                    | 577-8521 | 東大阪市荒本北1-1-1                           | 06-4309-3000(2966)          | 06-4309-3204  |
| 兵庫県  | 神戸市  | 環境局 環境保全課                    | 651-0086 | 神戸市中央区磯上通7-1-5<br>三宮プラザEAST 2階         | 078-331-8181<br>(955-3752)  | 078-595-6223  |
| 兵庫県  | 姫路市  | 環境局 環境政策室                    | 670-8501 | 兵庫県姫路市安田4丁目1番地                         | 079-221-2111(2467)          | 079-221-2466  |
| 兵庫県  | 尼崎市  | 経済環境局 環境部<br>環境保全課 水質・土壌担当   | 660-8501 | 兵庫県尼崎市東七松町1-23-1                       | 06-6375-5639(6305)          | 06-6489-6305  |
| 兵庫県  | 明石市  | 市民生活局 環境室<br>環境保全課 水質係       | 674-0053 | 明石市大久保町松陰1131                          | 078-918-5030                | 078-918-5030  |
| 兵庫県  | 西宮市  | 環境局 環境総括室<br>環境保全課 水質土壌チーム   | 662-8567 | 西宮市六湛寺町10番3号                           | 0798-35-3151(3823)          | 0798-35-3823  |
| 兵庫県  | 加古川市 | 環境部 環境保全課 環境保全係              | 675-8501 | 兵庫県加古川市加古川町北在家2000                     | 079-421-2000(2715)          | 079-427-9201  |
| 兵庫県  | 宝塚市  | 環境部 環境室 環境政策課                | 665-8665 | 兵庫県宝塚市東洋町1-1                           | 0797-71-1141(2516)          | 0797-77-2072  |
| 奈良県  | 奈良市  | 健康医療部 保健所<br>保健・環境検査課        | 630-8122 | 奈良市三条本町13番1号                           |                             | 0742-93-8477  |
| 和歌山県 | 和歌山市 | 市民環境局 環境部 環境政策課              | 640-8511 | 和歌山市七番丁23番地                            | 073-432-0001(2622)          | 073-435-1114  |
| 鳥取県  | 鳥取市  | 市民生活部環境局生活環境課                | 680-8571 | 鳥取市幸町71番地                              | 0857-22-8111                | 0857-30-8084  |
| 島根県  | 松江市  | 環境エネルギー部 環境対策課<br>生活環境係      | 690-0826 | 島根県松江市学園南一丁目20番43号                     | 0852-55-5274                | 0852-55-5274  |
| 岡山県  | 岡山市  | 環境局 環境部<br>環境保全課 水質土壌係       | 700-8554 | 岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号                      | 086-803-1000(3997,3999)     | 086-803-1281  |
| 岡山県  | 倉敷市  | 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策<br>課水質係  | 710-8565 | 岡山県倉敷市西中新田640                          | 086-426-3030(3391)          | 086-426-3391  |
| 広島県  | 広島市  | 環境局環境保全課水質係                  | 730-8586 | 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号                      | 082-245-2111(3248)          | 082-504-2188  |
| 広島県  | 呉市   | 環境部環境試験センター環境調査グルー<br>プ      | 737-0023 | 広島県呉市青山町5番3号                           | 0823-25-3551                | 0823-25-3551  |
| 広島県  | 福山市  | 経済環境局 環境部<br>環境保全課 芦田川・水環境担当 | 720-8501 | 広島県福山市東桜町3-5                           | 084-921-2111(2560)          | 084-928-1072  |
| 山口県  | 下関市  | 環境部 環境政策課 環境保全係              | 751-0847 | 下関市古屋町一丁目18-1                          | 083-252-7151                | 083-252-7151  |
| 徳島県  | 徳島市  | 環境部 環境保全課                    | 770-8571 | 徳島市幸町2丁目5番地                            | 088-621-5213                | 088-621-5213  |
| 香川県  | 高松市  | 環境局 環境指導課 環境対策係              | 760-0080 | 香川県高松市木太町2282-1                        | 087-839-2380                | 087-834-5755  |
| 愛媛県  | 松山市  | 環境部 環境指導課                    | 790-8571 | 松山市二番町四丁目7番地2                          | 089-948-6688(6441)          | 089-948-6441  |
| 高知県  | 高知市  | 環境保全課 環境保全係                  | 780-8571 | 高知市本町5丁目1番45号                          | 088-822-8111(4543)          | 088-823-9471  |
| 福岡県  | 北九州市 | 環境局 環境監視部<br>環境監視課           | 803-8501 | 北九州市小倉北区城内1番1号                         | 093-582-2290                | 093-582-2290  |
| 福岡県  | 福岡市  | 環境局 環境監理部<br>環境保全課 水質・土壌係    | 810-8620 | 福岡県福岡市中央区天神1-8-1                       | 092-711-4111(2421)          | 092-733-5386  |
| 福岡県  | 久留米市 | 環境部 環境保全課<br>公害・自然環境チーム      | 830-0042 | 福岡県久留米市荘島町375番地                        | 0942-30-9000                | 0942-30-9043  |
| 佐賀県  | 佐賀市  | 環境部 環境保全課<br>環境保全係           | 849-0917 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬2563-1                      | 0952-24-3151(4010)          | 0952-30-2436  |
| 長崎県  | 長崎市  | 環境部 環境政策課<br>監視指導係           | 850-8685 | 長崎市魚の町4-1                              | 095-822-8888(3132)          | 095-829-1156  |
| 長崎県  | 佐世保市 | 環境部 環境保全課<br>環境指導係           | 857-0851 | 佐世保市稲荷町1-8                             | 0956-24-1111<br>(7210-35)   | 0956-26-1787  |
| 熊本県  | 熊本市  | 環境局 環境推進部 水保全課水質保全<br>班      | 860-8601 | 熊本市中央区手取本町1-1                          | 096-328-2436                | 096-328-2436  |
| 大分県  | 大分市  | 環境部 環境対策課<br>水質担当班           | 870-8504 | 大分市荷揚町2番31号                            | 097-534-6111(1515)          | 097-537-5753  |
| 宮崎県  | 宮崎市  | 環境部 環境指導課 環境対策係              | 880-8505 | 宮崎県宮崎市橘通西1-1-1                         | 0985-25-2111(3384)          | 0985-21-1763  |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 環境局環境部環境保全課<br>環境保全係         | 892-8677 | 鹿児島市山下町11-1                            | 099-224-1111(5802/5803)     | 099-216-1297  |

| 都道府県 | 自治体名 | 担当部署              | 〒        | 住所              | 代表電話番号<br>(内線)      | 直通電話番号       |
|------|------|-------------------|----------|-----------------|---------------------|--------------|
| 沖縄県  | 那覇市  | 環境部環境保全課<br>水質保全G | 900-8585 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 | 098-867-0111 (2403) | 098-951-3229 |

環水大水発第 2212233 号  
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
(公 印 省 略)

### 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなった。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、必要に応じて貴管内市町村にも周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成 23 年 2 月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成 25

年 3 月にアニリンが、令和 2 年 5 月に PFOA 及び PFOS がそれぞれ要監視項目に追加された。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和 4 年 9 月 15 日）における審議の結果、アニリン等の 4 物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

## 第 2 改正の内容

### 1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA 及びその塩、PFOS 及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を令第 3 条の 3 に追加することとした。

### 2 事故時の措置

改正令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第 14 条の 2 の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

## 第 3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大大発第 110316001 号・環水大水発第 110316002 号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

また、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えけるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重要である。

このため、PFOS 等を含有する泡消火剤（以下「PFOS 等含有消火剤」という。）を保管している事業場に対して、今般の指定物質指定に伴う事故時の措置のみならず、消火活動等のための PFOS 等含有消火剤の使用に伴って PFOS 等が公共用水域等に流出した場合についても、PFOS 等含有消火剤の流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、関係省庁及び関係業界団体に協力を依頼しているところである。貴職におかれては、その旨御承知おきいただくとともに、PFOS 等含有消火剤を保管する貴管下の特定事業場等に対し、当該協力依頼の周知徹底をお願いする。

消 防 消 第 215 号  
消 防 予 第 385 号  
消 防 危 第 191 号  
消 防 特 第 168 号  
平成 22 年 9 月 3 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長  
消 防 庁 予 防 課 長  
消防庁危険物保安室長  
消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）が平成 22 年 9 月 3 日に公布され、同年 10 月 1 日に施行されることとなりました。

これに伴い、留意事項等を別紙 1 のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、その運用に十分留意されるようお願いいたします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

**【お問い合わせ先】**

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 消防・救急課              | 勇勢係長・井口事務官 |
| 電話：03－5253－7522（直通） |            |
| 予防課                 | 塩谷係長・長松事務官 |
| 電話：03－5253－7523（直通） |            |
| 危険物保安室              | 竹本係長       |
| 電話：03－5253－7524（直通） |            |
| 特殊災害室               | 江口係長       |
| 電話：03－5253－7528（直通） |            |

(別紙 1)

## 省令の施行に伴う留意事項等について

### 1 総論及び省令第 1 条関係

#### 省令に係る法体系について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 17 条第 2 項において「業として第一種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。）は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない」とされていることから、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の 6 省共同の省令として、技術上の基準を制定したものです。

#### 化審法第 17 条第 2 項に規定する「業として」「取り扱う」の解釈について

「業として」とは、社会通念上一般的には反復継続的な行為を指すが、一回限りの使用であっても社会通念上その行為が事業とみなされる場合には、業であると判断されます。なお、営利性を有することは必要としません。

「取り扱う」とは、製造、使用、運搬又は貯蔵等、社会通念上、その行為が事業とみなされるものを指します。

業として取り扱う者が取扱事業者であり、省令の対象となる取扱事業者には、消防機関、消防用設備等の点検事業者、石油コンビナートの自衛防災組織、危険物を取り扱う石油精製事業者（泡消火設備の法定点検を専門に行っている事業者と同様の点検を行っているものに限る。）、自衛隊及び空港に配置される消防隊等が該当します。なお、駐車場に泡消火設備を設置している防火対象物の関係者（所有者、占有者又は管理者）は、火災時の使用に備えて当該設備を常備しているだけであるため、取扱事業者に該当せず、省令に基づく義務は発生しません。

### 2 省令第 2 条関係

#### 「容器（消防の用に供する貯蔵槽及び消火器を除く。以下同じ。）を保管する」の解釈について

容器には、ポリタンク及びドラム缶等が該当します。省令においては、消防の用に供する貯蔵槽には、屋外に設置されている泡消火薬剤専用の貯蔵タンク及び泡消火設備の貯蔵槽等が該当します。なお、化学消防車に現に積載されているものについては、「容器を保管する」ことに該当しません。

### 3 省令第3条関係

#### 表示すべき事項について

化審法第17条の2第2項の規定により、他者へ消火器等を譲渡（所有権を移す場合）し、又は提供（所有権を留保しつつ、使用貸借、請負等の形態をとって移動させたり、管理換えを行う場合）する場合、「P F O S 又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品で P F O S 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」（平成22年厚生労働省告示、経済産業省告示、環境省告示第23号）に定められている表示を行わなければならないとされていますが、当該表示として、別紙2①のような表示が考えられるところです。

省令において義務付けられている泡消火薬剤等を入れた容器への表示については、別紙2①の表示を行うことで足りしますので、当該表示が行われている場合は、この表示に加えて他の表示を行う必要はありません。また、泡消火薬剤等を保管する場所及び汚染物を入れた容器については、それぞれ別紙2②、③の表示例にならって、それぞれ泡消火薬剤等及び汚染物を保管している旨がわかるよう表示を行ってください。

### 4 省令第7条関係

#### 「事業所」の定義について

「事業所」とは、社会通念上、反復的継続的な行為である事業を行う場所の意味であり、消防機関においては各消防署及び出張所ごとに帳簿を作成し、保管することとなります。

### 5 省令第8条関係

#### 火災時における使用について

火災時における使用については、省令上、規制の対象となっておりません。

### 6 その他

#### 廃棄物として処理する場合について

所定の使用年限を経過した泡消火薬剤等（P F O S 又はその塩を含有しないものを含む。）を処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等廃棄物として処理する場合については、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）上、産業廃棄物として取り扱われます。処理にあたっては、関係法令の規定に従い処理してください（別途、環境省からP F O S 又はその塩を含む泡消火薬剤等を処理する場合の留意事項が示される予定です）。

## 代替品への切り替えについて

P F O S 又はその塩が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約付属書Bに追加された趣旨にかんがみ、その環境排出抑制の観点からP F O S 又はその塩を含有しない消火器等への切り替えを早期に進めるよう努めてください。

(別紙 2)

① 他者へ消火器等を譲渡、提供する場合の表示例

(P F O S 又はその塩を含む泡消火薬剤等を保管している容器への表示例)

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律**

**第一種特定化学物質 ( P F O S 又はその塩 ) を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤**

**P F O S 又はその塩の含有率 [            ]**

**●注意事項**

- (1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤 (以下「泡消火薬剤等」という。) に使用されている P F O S 又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、P F O S 又はその塩の排出の削減に努めて下さい。
- (2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行なって下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取って下さい。
- (3) 漏出したときは回収するよう努めて下さい。
- (4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。

**●表示をする者の氏名 (法人にあっては、その名称) 及び住所**

氏名 :

住所 :

② P F O S 又はその塩を含む泡消火剤等を入れた容器を保管している場所への表示例

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律**

**第一種特定化学物質（P F O S 又はその塩）を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤**

●当該場所には、

第一種特定化学物質であるP F O S 又はその塩を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤を保管しています。

●注意事項

- (1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているP F O S 又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、P F O S 又はその塩の排出の削減に努めて下さい。
- (2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行して下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取して下さい。
- (3) 漏出したときは回収するよう努めて下さい。
- (4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。

③ P F O S 又はその塩を含む汚染物を保管している容器への表示例

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律  
第一種特定化学物質（P F O S 又はその塩）を含む汚染物

●この容器には、

第一種特定化学物質であるP F O S 又はその塩を含む廃液又はP F O S 又はその塩が付着している布その他の不要物を保管しています。

●注意事項

- (1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているP F O S 又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、P F O S 又はその塩の排出の削減に努めて下さい。
- (2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行って下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取って下さい。
- (3) 漏出したときは回収するよう努めて下さい。
- (4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。

●表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所

氏名：

住所：

消 防 消 第 412 号  
消 防 予 第 522 号  
消 防 危 第 234 号  
消 防 特 第 207 号  
令和 3 年 10 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
消 防 庁 予 防 課 長  
消防庁危険物保安室長  
消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）が令和 3 年 9 月 21 日に公布され、同年 10 月 22 日に施行されることとなりました。

これに伴い、留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、その運用に十分に留意されるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること及び留意事項の内容は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室及び環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室と協議済みであることを申し添えます。

## 記

- 1 P F O A 又はその塩を、その成分として意図的に含む有機フッ素化合物を使用している消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火薬剤等」という。）については、

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 28 条第 2 項における「第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当し、省令において定める技術上の基準に基づく取扱いが必要となること。なお、他の化学物質を製造する際に非意図的に副生される P F O A 又はその塩（以下「副生 P F O A」という。）を含有した消火薬剤等については、第一種特定化学物質を意図的に使用したものではないことから、当該技術上の基準は適用されないこと。

2 省令第 3 条に基づく表示については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）」（平成 22 年 9 月 3 日付け消防消第 215 号・消防予第 385 号・消防危第 191 号・消防特第 168 号）別紙 1 の 3 及び別紙 2 の例によること。

3 消防機関等は、副生 P F O A を含有した消火薬剤等を使った放射訓練や演習等（以下「放射訓練等」という。）を実施する場合にあっては、次に示すところにより、環境放出を抑えるよう努められたいこと。

（1）放射訓練等を実施する場合は、事前に訓練計画を立てるとともに、訓練場所を指定すること。

（2）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 144 号。以下「改正政令」という。）の施行前に製造された消火薬剤等を放射訓練等に使用することは極力控えるとともに、第一種特定化学物質が使用されていない訓練用の消火薬剤等や、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）に基づき、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環保企発第 1808319 号。以下「運用通知」という。）により、第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用した消火薬剤等の活用を検討すること。

（3）やむを得ず、改正政令の施行前に製造された消火薬剤等を用いて放射訓練等を実施する場合は、使用する消火薬剤等の量を必要最小限にするとともに、使用薬剤量及び放水量を管理すること。

4 所定の使用年限を経過した消火薬剤等（P F O A 又はその塩を含有しないものを含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等においては、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）その他の関係法令の規定に従い処理すること。

なお、別途、環境省からPFOA又はその塩を含む消火薬剤等を処理する場合の留意事項が示された際には、それに留意すること。

- 5 PFOA又はその塩が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約附属書Aに追加された趣旨に鑑み、その環境放出抑制の観点から、省令において定める技術上の基準の適用を受ける消火薬剤等については、第一種特定化学物質が使用されていないものや運用通知により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用するものの切り替えを早期に進めるよう努められたいこと。

(連絡先)

消防・救急課 [REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7522

予防課 [REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7523

危険物保安室 [REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7524

特殊災害室 [REDACTED]・[REDACTED]

TEL 03-5253-7528